

浜田地区広域行政組合議会の定例会の回数を定める条例

平成9年3月31日

条例第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による浜田地区広域行政組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。